



# 空き家 ガイドブック

皆さんが長い年月を過ごした家。

その場所には、数え切れないほどの思い出が詰まっていることでしょう。

しかし時が経ち、人生の終わりが近づくにつれ、その大切な場所が空き家となり、ひっそりと忘れ去られる存在になってしまうかもしれない—そんなことを考えると、心が締めつけられるような感じがしても不思議ではありません。

自分がこの世を去った後、住まいはどうなるのか？

残された家族がその行く末に迷うことなく、安心して未来を迎えられるようにするために、

今、少しだけ立ち止まり、考えてみませんか。

思い出が詰まった家が、空き家として放置されることのないように。

このガイドブックは、あなたと家族の未来を守るために、

必要な情報と準備の方法をお届けします。

## 目次

### 空き家問題

---

- P2. 空き家の放置が招くリスク
- P3. 空き家になる前の2つの準備

### 空き家の相続問題

---

- P4. 相続の流れ
- P5. 相続人の調査
- P6. 相続人のケース別計算例
- P7. 不動産の取り扱い
- P8. 相続登記申請の義務化について

### 不動産の活用方法

---

- P9. 不動産に活用時に使える制度

### エンディングノート

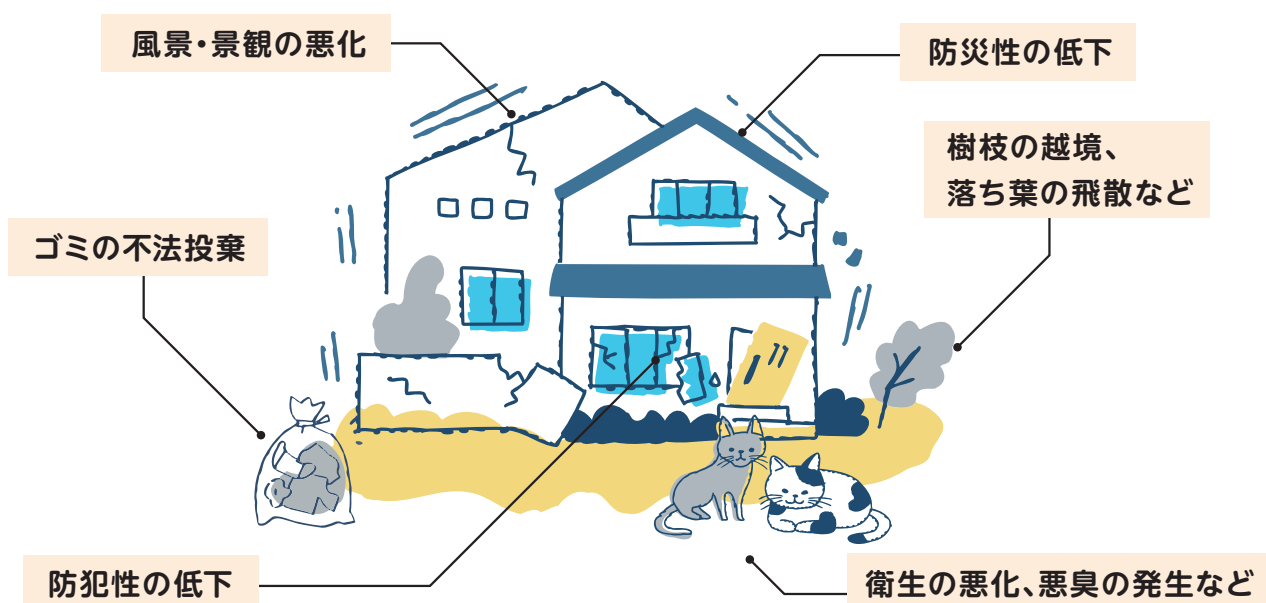
---

- P11. 私の家系図  
もしものときの連絡先
- P13. あなたの住まいについて
- P15. 住まいをどうしたいですか？
- P16. 決めておきたいこと

## 空き家問題

### 空き家の放置が招くリスク

空き家が適切に管理されず長期間放置されると、老朽化が進み、地域の「問題」を引き起こす原因となります。「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家を適切に管理する責務が定められています。



### 放置を続けるとペナルティを受けることも…

空き家を適切に管理せず周囲に悪影響を及ぼした結果、市区町村から「特定空家等」の認定を受けると、所有者は以下のようなペナルティを受ける場合があります。

助言・指導	空家等の適切な管理に必要な措置を取るよう助言または指導されます。
勧告	指導を受けて改善されない場合、固定資産税の住宅用地の特例から除外されます。
命令	命令に違反した場合、50万円以下の過料が課せられることがあります。
行政代執行	命令が履行されない場合、市町村が代執行することがあります。また、その際の費用は所有者から徴収します。

## 空き家になる前の2つの準備

### 1 住まいの将来の準備

現在、一人で住居に住んでいる方、または将来的に住居を相続することになる方のそれぞれが、その住居に関するさまざまな情報を整理・共有して、その住居をどうしていくのか?について事前に考え、決めておきましょう。

#### お一人暮らしの方 (相続する方)

- 家財・思い出の品等の整理
- エンディングノートの作成
- 住宅の基礎資料の準備  
(登記事項証明書、建築確認書、購入時の契約書類など) など

#### お一人暮らしの方のご家族 (相続される方)

- 相続税の試算
- 相続後の不動産の扱いの検討  
(自ら住み続ける、売却する、賃貸に出す、解体して土地を売却するなど) など

#### エンディングノートとは

自分に万が一のことが起こった時に備え、医療や介護、財産情報等あらかじめ家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のこと。自分の死後、家族が困らないように、所有している財産や口座を開設している金融機関の情報、葬儀に関する希望などを書き留めておきます。

### 2 相続手続きの準備

自分、または家族が亡くなった場合に備えてあらかじめ相続の準備をしておくことは、残される人のためにも大事なことです。相続の準備や対策をするにあたっては、以下のポイントを押さえておきましょう。

#### お一人暮らしの方 (相続する方)

- 遺言書や財産目録の作成  
遺言書や財産目録は、ただ作成するだけでなく、その保管場所を推定相続人に伝えておくことが大切です。

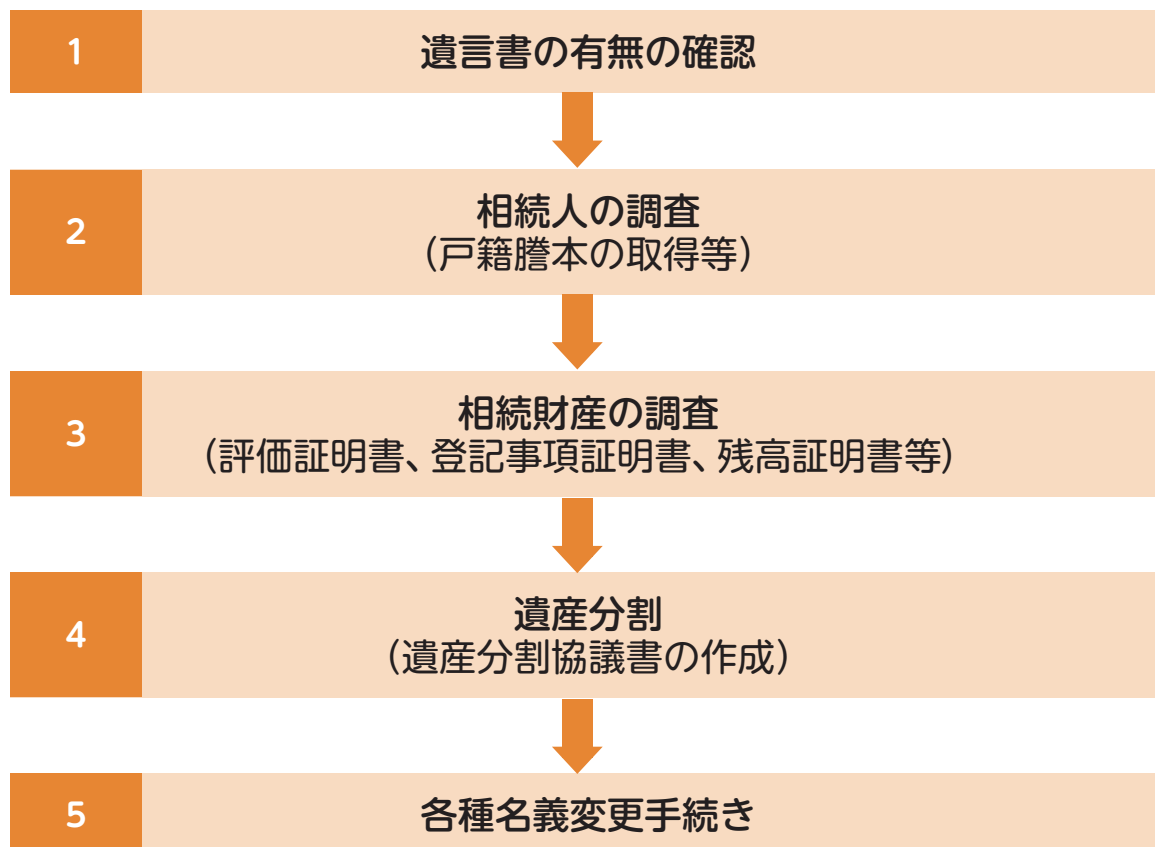
#### お一人暮らしの方のご家族 (相続される方)

- 遺言書・財産目録の有無の確認
- 相続人同士の話し合い
- 各種手続きの実施  
相続については、すべての法定相続人の合意を得ておくことが大切です。各種手続きは、行政書士など専門家に依頼することも可能です。

# 空き家の相続問題

## 相続の流れ

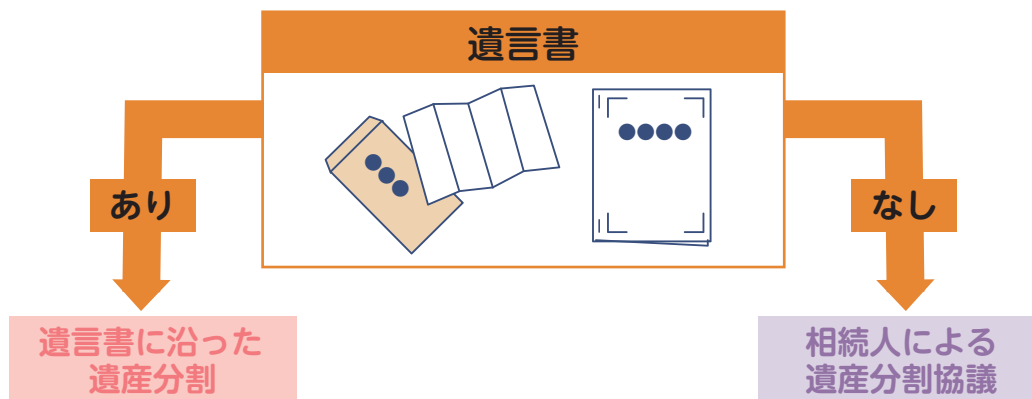
相続手続きは主に以下の流れで行われます。



### 遺言書の有無の確認

遺言書がある場合は、遺言書に沿った遺産分割となり、ない場合は、遺産分割協議を行い法定相続分を参考に話し合います。

遺言書では相続人でない方が相続財産の受取人に指定されているケースもあるため、まずは遺言書の有無を確認しましょう。



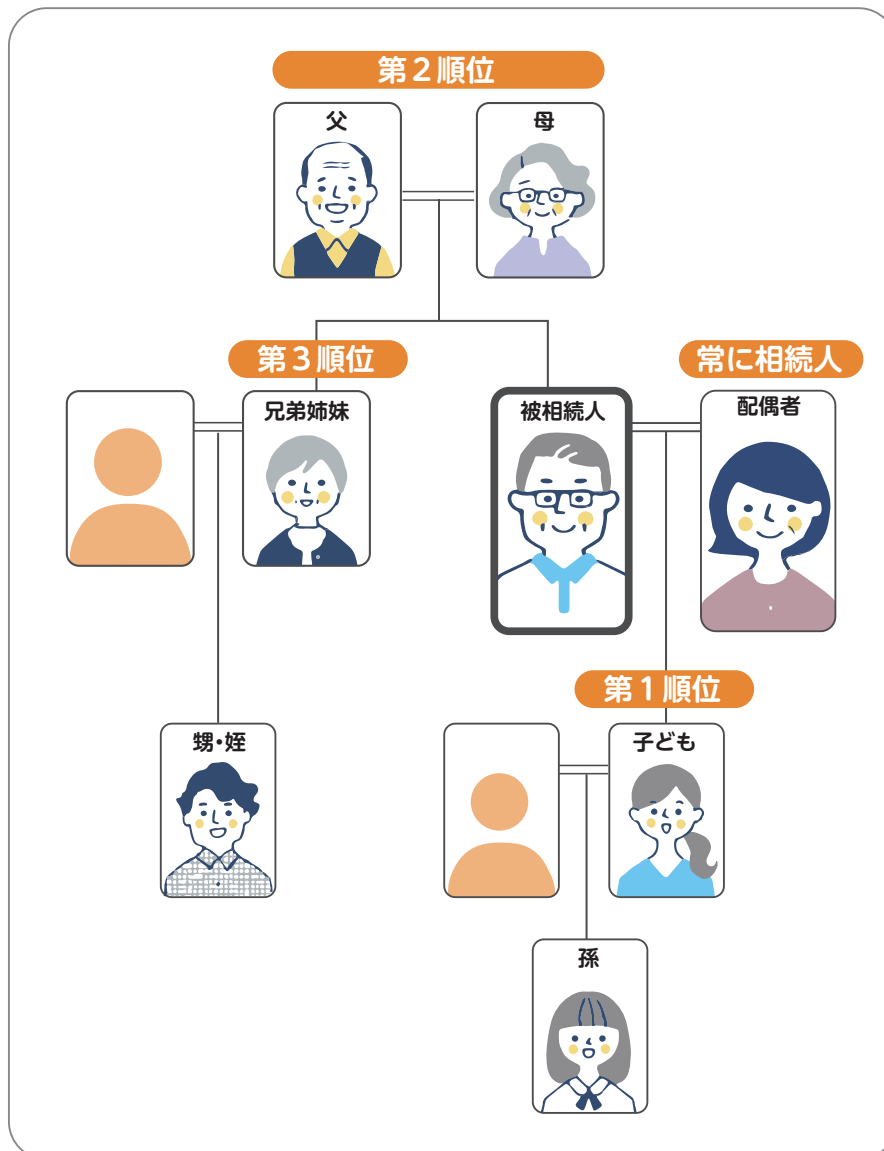
## 相続人の調査

相続では民法により、相続財産を承継する相続人が定められています。それを「法定相続人」と呼びます。

法定相続人には順位が指定されており、存命の人のうち一番順位が高い方が法定相続人となります。遺言書を作成していなかった場合は、この法定相続人全員で遺産の分け方を協議します。また、遺産分割協議は、相続順位に基づく法定相続分を参考に進めることとなります。

法定相続人の調査は、故人様の出生から死亡までの戸籍謄本を辿り、確認することとなります。

### 「法定相続人」をしっかりと確認しましょう



#### 常に相続人

##### 配偶者

(法律上の配偶者に限る)

#### 第1順位

##### 子ども

(故人の場合は孫。  
孫も故人の場合はひ孫)

#### 第2順位

##### 親

(故人の場合は祖父母など)

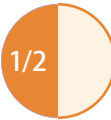

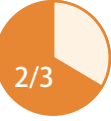

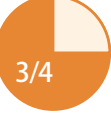



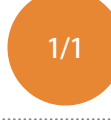

#### 第3順位

##### 兄弟姉妹

(故人の場合は甥や姪)

## 法定相続分 相続人のケース別計算例

例えば、相続人が配偶者と子の場合には配偶者が遺産の2分の1、残りを子の人数で分けます。配偶者と両親の場合には配偶者が遺産の3分の2を相続します。割合は以下の通りです。

相続人のケース	配偶者 (必ず相続人)	子ども (第1順位)	親 (第2順位)	兄弟姉妹 (第3順位)
配偶者・子ども	2分の1 	2分の1 	—	—
配偶者・親	3分の2 	—	3分の1 	—
配偶者・兄弟姉妹	4分の3 	—	—	4分の1 
配偶者のみ	全部 	—	—	—
子どものみ	—	全部 	—	—
親のみ	—	—	全部 	—
兄弟姉妹のみ	—	—	—	全部 

MEMO

---



---



---



---



---



---



令和6年  
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

# 不動産の相続登記の申請が 義務化されました!



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

※令和6年4月1日より前に相続した不動産も、未登記のものは義務化の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。

## 不動産の活用方法

相続した空き家の土地活用を検討している場合は、空き家の扱いをどうするかを考えておきましょう。その方法とメリット・デメリットを以下にまとめました。

	空き家を生かして貸す	建て替えて貸す	更地にして活用する
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>● 初期費用が少なくて済む</li><li>● すぐに収益を得られる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 収益性が上がる</li><li>● 集合住宅への建て替えで賃貸経営も可能になる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 立地条件に合わせて活用できる</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>● 空き家の状況により相応の費用がかかることがある</li><li>● 競合の不動産との競争にさらされる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 建て替えの初期費用がかかる</li><li>● 収益を得られるまでに手間と期間が必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 解体の費用がかかる</li><li>● 固定資産税の負担が重くなる可能性がある</li></ul>

## 不動産の活用時に使える制度

### 1 更地にすると建て替えできない地域（市街化調整区域）

#### 市街化調整区域とは

無秩序な開発や市街化の促進を防ぐため、開発・建築行為が制限されている区域です。市街化調整区域では、原則新しく建物を建築できません。

#### 市街化調整区域の住宅を活用するためには

市街化調整区域編入前に建てられた住宅の建て替えは原則認められています。事前に手続きを行う必要がある場合もあるので、自治体の窓口で確認が必要です。



#### 市街化調整区域の相談窓口

- ・自治体の開発担当窓口

## 2 住宅セーフティネット制度



### 住宅セーフティネット制度とは

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）に対して、入居を拒まない住宅を貸し出すことで経済的に支援する公的な制度です。空き家を制度に登録し、賃借人が決定して賃貸借契約を締結した後に、家賃収入を得ることができます。

### 住宅セーフティネット制度を活用するためには

空き家をセーフティネット住宅として活用するためには、「セーフティネット住宅情報提供システム」への登録が必要です。空き家がある地域の自治体の窓口で申請を行い、「専用住宅」「登録住宅」の2種類から選びます。



「セーフティネット住宅情報提供システム」はこちらをご覧ください

#### 住宅セーフティネット制度の相談窓口

- ・自治体の住宅担当窓口、または福祉担当窓口
- ・住宅セーフティネット事務局
- ・地域の住宅供給公社や協会
- ・住宅金融支援機構 など

## 3 空き家バンク

### 空き家バンクとは

空き家や空き地を有効活用するために、物件情報を登録し、売買や賃貸を希望する人に提供するための制度やサービスを指します。主に地方自治体や地域のNPO団体が運営する公的なサービスであり、自治体が提供するさまざまな支援や補助金を受けられる場合があります。



### 空き家バンクを活用するためには

物件所在地の自治体の空き家バンク窓口で相談し、物件の登録が可能か確認します。その後、必要書類を準備し、登録申請を行います。自治体による審査が通過すると物件情報が公開され、売買や賃貸の機会が広がります。



全国の地方公共団体等の空き家・空き地情報掲載サイトはこちらでご確認ください。

#### 空き家バンクの相談窓口

- ・自治体の空き家バンク担当窓口
- ・地方公共団体が運営するウェブサイト
- ・地域の不動産会社 など

# エンディングノート

## 私の家系図

相続を考えるためにも「家系図」を作成しましょう。この表に書き込んでいくことで自分の法定相続人が誰なのかを確認できます。

※法定相続人となるのは配偶者と血族です。同じ順位の人が複数いる場合には全員が相続人となります。先順位の人が1人でもいる場合は、後順位の人には相続人になれません。

### 書き方

亡くなった人の名前の横には×を記し、分かれば死因も記入しておきましょう。

鎌倉花子×  
脳梗塞

祖父

祖母

父

配偶者は、常に相続人になる

配偶者

あなた

### 第一順位

子供が死亡している場合は  
孫、ひ孫に

子ども

子ども

子ども

子ども

子ども

孫

孫

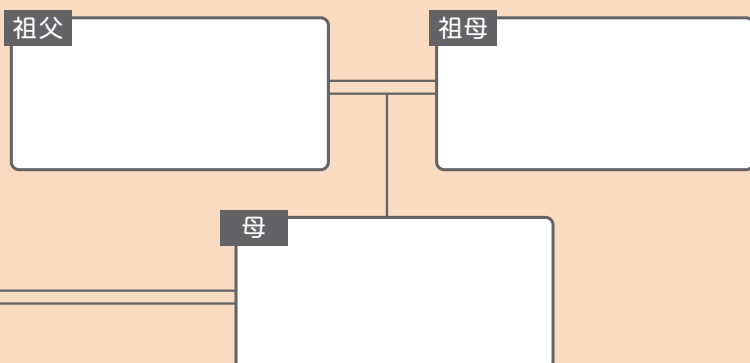
孫

孫

孫

## もしもの時の連絡先

名前とあなたとの関係	住所・電話番号
あなたとの関係 ( )	〒 _____ ☎ _____
あなたとの関係 ( )	〒 _____ ☎ _____
あなたとの関係 ( )	〒 _____ ☎ _____



第二順位

父母が死亡している場合は、祖父母に

前配偶者

子ども

子ども

孫

孫

兄弟姉妹

兄弟姉妹

兄弟姉妹

甥・姪

甥・姪

甥・姪

第三順位

兄弟姉妹が死亡している場合は、甥・姪に

## あなたの住まいについて

エンディングノートには、土地や建物の「登記事項証明書」の情報を正確に記しておきましょう。将来の相続や売却手続きをスムーズに進められます。

※地番は住所と異なる場合があるので、必ず書類で確認しましょう。

不明点がある場合は、お住まいの地域の役所、または法務局の地図で確認しましょう。

## お住まいの土地について

表題部 (土地の表示)		種類	不動産番号
地番	地目	種類	不動産番号
101番	宅地	300.00	000000000000

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野 太郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	借付	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日土地賃貸借借付設定 借付額 金4,000万円 利息 年2.0% (複利365日計算) 借付金 金1,000万円 (年365日計算) 借付者 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社 南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同借戻 目録第2340号

共同担保目録			
記号及び番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目101番の土地	1	
2	特別区南都町一丁目101番地 家屋番号 01番の建物	1	

所在地	地番	地目	名義人(所有者)	備考
中央区新町一丁目	101番	宅地	法務 五郎	南側の土地の境界が確定していない。

### 上記の参考にした書類

例：登記事項証明書や公図(法務局の地図)、固定資産税課税台帳、不動産売買契約書、権利証(登記済権利証または登記識別情報)



## お住まいの建物について

東京都特別区南都町1丁目101 全部事項証明書 (建物)

表題部 (主である建物の表示)		調製	不動産番号
所在地番号 [区画]			000000000000
所在地 特別区南都町一丁目 101番地			
家屋番号 101番			
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付(登記の日付)
居宅	木造かわらぶき2階建	1階 80:00 2階 70:00	令和1年5月1日新築 (令和1年5月7日)
表題部 (附属建物の表示)			
符号	①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>
1	物置	木造かわらぶき平家建	30:00 (令和1年5月7日)
所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五郎			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所在地 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五郎
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金融消費審判目設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・60%(年365日割計算) 前借金 年14・5%(年365日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取越店 南都支店) 共同担保 目録(第2340号)
共同担保目録			
記号及び番号	(第2340号)	調製	令和1年5月7日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	[区画]
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 101番の建物	1	[区画]

\* 下部のあるものは請求書等であることを示す。 整理番号: D12445 (2/3) 1/2

所在地	地番	名義人(所有者)	備考
中央区新町一丁目	101番	法務 五郎	

### 上記の参考にした書類

例: 登記事項証明書や公図(法務局の地図)、固定資産税課税台帳、不動産売買契約書、権利証(登記済権利証または登記識別情報)

## 住まいをどうしたいですか？

不動産の相続では、相続する人（相続人）に金銭的な負担が発生します。そのため、ご自身、またはご家族が、あらかじめ「住まいをどうしたいか」というご希望を明確にしておくことが大切です。

※ここに記載しても遺言書のような法律上の効力は発生しませんのでご注意ください。

### 土地について

#### 被相続人が生きている間

- 売りたい
- 貸したい
- 死ぬまで住み続けたい
- その他



#### 被相続人が亡くなった後

- 被相続人が亡くなった後、相続人の間で相談して欲しい
- 特定の家族などに引き継がせたい
- その他

### 建物について

#### 被相続人が生きている間

- 売りたい
- 貸したい
- 死ぬまで住み続けたい
- その他



#### 被相続人が亡くなった後

- 被相続人が亡くなった後、相続人の間で相談して欲しい
- 特定の家族などに引き継がせたい
- その他

## 決めておきたいこと

「住まいをどうしたいか」というご希望によって、やらなければならないことやその相談先は異なります。下記のように整理してみましたので、ぜひご参考にしてください。

### 1 生前にスッキリさせたい場合

ご希望	やること	相談先
生前に売却、 または贈与したい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿の確認</li> <li>・隣地境界の確認</li> <li>・家財の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法書士</li> <li>・行政書士</li> <li>・土地家屋調査士</li> <li>・不動産業者</li> <li>・ファイナンシャルプランナー</li> </ul>
賃貸したい	家財の整理	—
	管理人の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産業者</li> </ul>
	任意後見契約、または 財産管理委任契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法書士</li> <li>・行政書士</li> </ul>
	信託契約の締結	—

### 2 相続をスムーズに進めるために準備しておくこと

ご状況・ご希望	やること	相談先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続登記されていない</li> <li>・建物が未登記</li> <li>・相続財産が未分割である ことがわかった</li> </ul>	相続登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法書士</li> <li>・行政書士</li> <li>・土地家屋調査士</li> <li>・ファイナンシャルプランナー</li> </ul>
家族などに相続(遺贈)したい	遺言書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法書士</li> <li>・行政書士</li> <li>・ファイナンシャルプランナー</li> </ul>
死亡後の住まいのことは 遺産分割などにより家族の 相談に任せるが、当面の 管理者を指定しておきたい	信託契約や死後事務 委任契約の締結	
不動産の取得者が 売却予定の場合	登記簿の確認、 隣地境界の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地家屋調査士</li> <li>・不動産業者</li> </ul>

保険金定額  
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

# 終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の  
おすすめポイント

1  
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月  
まで申込可能!!

2  
Point

加入審査も

告知だけ  
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号  
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、  
証券コード: 6184)のグループ企業です。

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでの  
お申し込みは  
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。 ◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。

ベル少額-資料-2409-001

# Scrap & Build

0から1へ

私たちの仕事は全ての建設現場の最初の一步となります。

株式会社藤原解体工業は、  
兵庫県加東市を拠点に京阪神エリアの  
各建設現場にて解体工事から産業廃棄物運搬  
までを一貫して行っております。

**総合解体工事業**

**産業廃棄物収集運搬業**

株式会社藤原解体工業

検索



FUJIWARA

## 株式会社 藤原解体工業

建設業許可  
産業廃棄物収集運搬業

兵庫県知事許可(般-6) 第354034号  
兵庫県知事許可 第02805206716号  
大阪府知事許可 第02700206716号  
京都府知事許可 第02600206716号

お見積り  
無料!!

〒679-0212 兵庫県加東市下滝野 2-65-1

TEL.0795-48-0313 FAX.0795-48-4116

発行年：2025年1月  
発行：三田市  
編集／制作：株式会社鎌倉新書

本冊子は株式会社鎌倉新書との協定により、  
広告収入をもとに作成しました。



いい相続



0120-964-746

受付時間：平日9時～19時／土日祝9時～18時 ※受付時間は予告なく変更させていただく場合がございます。  
提供：(株)鎌倉新書